令和７年４月１日制定

平戸市建設現場の快適トイレ導入試行要領

１．目的

建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的として、快適トイレ設置を本要領により試行する。

２．試行対象

○対象工事

令和７年４月１日以降に起工する建設工事（営繕工事は除く）を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
・主たる工種が屋外作業ではない工事
・災害復旧工事
・その他発注者が指定する工事

○対象金額

・設計金額５，０００万円以上 → 原則試行導入
・設計金額５，０００万円未満 → 受注者の希望により試行導入

３．試行内容

（１）快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様（①～⑰）があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「１【快適トイレに求める機能（標準仕様）】（①～⑥）」「２【快適トイレとして活用するために備える付属品】（⑦～⑪）」を備えるものとし、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

１【快適トイレに求める機能（標準仕様）】**※必ず備えるもの**

① 洋式便器
② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重を５㎏以上）

２【快適トイレとして活用するために備える付属品】**※必ず備えるもの**

⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩ 鏡と手洗器
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

3【推奨する仕様、付属品】**※任意で備えるもの**
⑫ 便房内寸法 900×900ｍｍ以上(面積ではなく、各寸法が900ｍｍ以上あること)
⑬ 擬音装置（機能を含む）
⑭ 着替え台（フィッティングボード等）
⑮ 臭気対策機能の多重化
⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

◆快適トイレ標準仕様（イメージ）

1. 快適トイレに求める機能（標準仕様）
①洋式(洋風)便器
②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品
⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
⑬擬音装置(機能を含む)
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

<イメージ図>

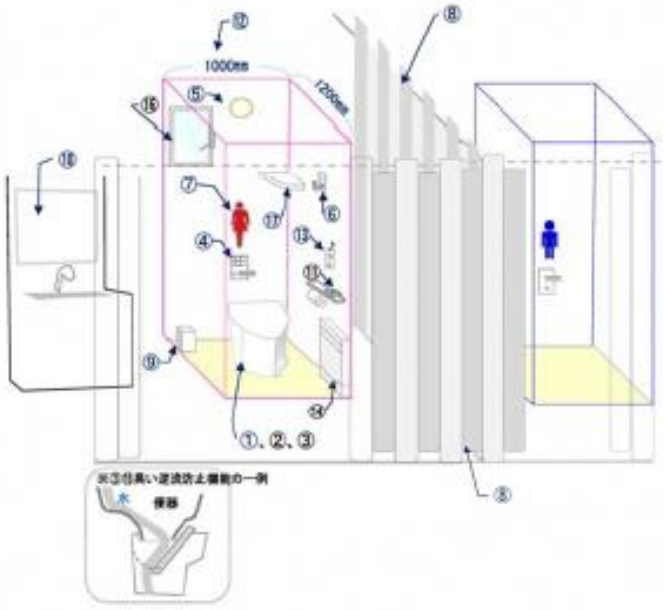

※1及び2の項目は、必ず備えるものとする
※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

（2）快適トイレの設置

・工事現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
・標準仕様を満たすトイレを男女別で各１基設置することを標準とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない。）

４．実施方法

・発注者は「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示する。
・【快適トイレとして活用するために備える付属品】を備えていないトイレは快適トイレとして扱わないこととする。
・発注者（監督職員）は、受注者に【快適トイレに求める機能（標準仕様）】及び【快適トイレとして活用するために備える付属品】が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。
・原則、試行対象工事に適用するが、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
・仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本要領の対象外とする。
・【快適トイレに求める機能（標準仕様）】及び【快適トイレとして活用するために備える付属品】の一部の手配ができない場合は、リース会社２社以上からの手配ができない旨の証明書を添付し、監督職員と協議を行い、仕様の一部を満たすトイレについても導入を可能とする。

５．快適トイレの積算計上費用

・快適トイレの費用は、１基当たり〔51,000 円／月〕を上限額として、男女別で１基ずつ計２基まで計上〔102,000 円／2 基・月が上限〕できるものとする。
・計上費用は、「上限額〔51,000 円／基・月〕」と「積算上の差額」とを比較し、どちらか安い方とする。

※「積算上の差額」：実際にかかった費用から10,000 円（従来品）を除した額。

・計上の対象期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、入り口が男女別の場合に限り１ハウスで〔102,000 円／基・月〕上限まで計上可能とする。
・受注者は、積算上限額を超える費用は現場環境改善費（率）の対象としてよい。
・【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は計上しない。ただし、受注者は、かかる費用は現場環境改善費（率）の対象としてよい。
・積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。
・運搬、設置、撤去の費用は、共通仮設費の率に含まれる。

《具体的な計上方法例》

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合(積算上の差額60,000 円)

→積算で計上する費用：51,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合(積算上の差額30,000 円)

→積算で計上する費用：30,000 円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用

・男女別一体型ハウス100,000 円／基・月の場合(積算上の差額80,000 円)

→積算で計上する費用：80,000 円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用

・男女別一体型ハウス200,000 円／基・月の場合(積算上の差額180,000 円)

→積算で計上する費用：102,000 円／基・月

※１か月未満の端日数分については、１か月を３０日として日割り計算した額（小数点以下を切り捨てし整数止めにより計上）とする。

６．入札公告及び特記仕様書の記載例

【設計金額５，０００万円以上の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号)快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

《特記仕様書》

第○○条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

１.内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

（１）洋式便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること）

（４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

（５）照明設備（電源がなくても良いもの）

（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（12）室内寸法900×900㎜ 以上（面積ではなく、各寸法が900ｍｍ以上あること）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台（フィッティングボード等）
（15）臭気対策機能の多重化
（16）窓など室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

２．設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、清算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。（【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費(率)に含む。）

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．その他

原則、試行対象工事に適用するが、仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

なお、快適トイレの仕様（「【快適トイレに求める機能（標準仕様）】」及び「【快適トイレとして活用するために備える付属品】」）の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社２社以上からの手配ができない旨の証明書を添付し、監督職員と協議を行い、仕様の一部を満たすトイレについても導入を可能とする。

【設計金額５，０００万円未満の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

（番号)快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを、受注者からの協議により設置することができる。

《特記仕様書》

第○○条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

１.内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の（１）～（11）の仕様を満たすトイレを設置することとする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

（１）洋式便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること）

（４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

（５）照明設備（電源がなくても良いもの）

（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法900×900㎜ 以上（面積ではなく、各寸法が900ｍｍ以上あること）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台（フィッティングボード等）

（15）臭気対策機能の多重化

（16）窓など室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

２．設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。（【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費(率)に含む。）

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基／工事（施工

箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．その他

快適トイレの仕様（「【快適トイレに求める機能（標準仕様）】」及び「【快適トイレとして活用するために備える付属品】」）の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社２社以上からの手配ができない旨の証明書を添付し、監督職員と協議を行い、仕様の一部を満たすトイレについても導入を可能とする。

７．配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

○全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

○設置位置

女性トイレは、男性トイレや喫煙所に隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

○動線の配慮

女性トイレは、男性トイレと入り口を分ける等の動線の配慮をする。

○ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

○照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

○室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

８．その他

○補助事業等の採択により別途適用しなければならない定めがある場合は、適宜、判断の上、対応するものとする。（例：積算計上費用）

○疑義が生じた場合は、受発注者による双方協議の上、対応するものとする。